

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年6月21日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	所内高圧電源設備配電盤において、故障警報が発生したため構内配電切替盤負荷側を確認したところ、地絡発生による主排気筒の航空障害灯停電及び、ビジターズホール停電等が認められたため、不具合箇所を復旧。	GⅢ	
2	1号機	サービス建屋地下2階空調機室上部電線管において、電線管内に雨水の漏えい(非放射性)が認められたため、当該電線管を点検・止水対策手直。	GⅢ	
3	3号機	非常用ディーゼル発電設備冷却系防食剤注入ポンプ(A)の試運転準備において、防食剤注入タンク下部に腐食穴が認められたため、当該タンクを補修。	GⅢ	
4	3・4号廃棄物処理設備	設備パトロールにおいて、高電導度廃液系サンプ(C)配管洗浄水を移送した仮設プールより側溝(地下2階バルブ室)に漏えい(放射性)が認められたため、当該箇所を点検・清掃。	GⅢ	